

第2章 危険物規制

第1 危険物の範囲

- 1 危険物に該当するか否かは、法別表第1に掲げられている品名に該当するかどうか、また、該当する場合は、法別表第1に掲げられている性状を有するかどうか、更に、性状が分からない場合には、危険物としての性状を有するかどうかの確認をするための危政令で定められた試験を行い、一定以上の性状を示すかどうかにより決定される。
- 2 常温において、一の容器から他の容器へ容易に移し変えることができる程度の流動性を有する物品については、液状であると認める。(H1.12.21 消防危第114号質疑)
- 3 確認試験は、当該物品を貯蔵し、若しくは取り扱い、又は運搬しようとする者が実施するものであり、消防機関にその義務はない。また危険物等の性状確認は、資料提出により確認すること。(H1.7.4 消防危第64号質疑)
- 4 文献値が、危政令及び危険物の試験及び性状に関する省令に規定する試験と同一の試験方法により測定されたものである場合には、文献値をもって確認試験の結果とすることができる。(H1.7.4 消防危第64号質疑)
- 5 確認試験を実施しなくても、次のように合理的に品名等が判断できる場合は、確認試験を省略できる。(H1.7.4 消防危第64号質疑)
 - (1) 製造技術上、その成分組成に幅を有する同一製品について、次のように最も危険性が大となる性状をもって当該製品の性状とする場合
 - ア 物質Aの含有率が50%から52%の水溶液に該当する場合には、原則として物質Aの52%水溶液が有する性状をもって当該製品の性状とする。
 - イ 物質B(第一種酸化性固体)と物質C(第二種酸化性固体)からなる混合物について、物質Bの含有率が50%から52%の幅を有する場合には、原則として、物質Bの含有率が52%のものが有する性状をもって、当該製品の性状とする。
 - (2) 既往のデータにより、物品の性状を判断する場合
 - ア 物品を構成するすべての成分が、法別表第1の品名欄に掲げる同一の品名(第4類の「石油類」に限る。)に属する危険物である場合には、当該物品は、当該品名に属する危険物として性状を有するものとする。
 - イ 物品を構成するすべての成分が、危政令別表第3の性質欄に掲げる同一の性状を有する場合には、当該物品は当該性質を有するものとする。
 - ウ 物品を構成するすべての成分が、法別表第1の同一の類の品名欄に掲げる品名のみにも属し、かつ、当該類の性質欄に掲げる性状を有しない場合には、当該物品は当該性状を有しないものとする。
 - エ 物質A及びその50%水溶液が第1石油類(水溶性)に該当する場合において、「物質Aの50%以上の水溶液」は第1石油類(水溶性)に該当するものとする。
 - オ 物質B(第一種酸化性固体)と物質C(第二種酸化性固体)からなる混合物について、物質Bの含有率が50%のものが第二種酸化性固体の性状を示すものである場合においては、「物質Bの含有率が50%未満のもの」は第二種酸化性固体の性状を示すものとする。
 - カ 同一の成分から構成され、各成分の含有率が異なる二つの物品が危政令別表第3の性質欄に掲げる同一の性状を有し、かつ、成分の含有率がいずれも、一方の物品における成分の含有率と他方の物品における成分の含有率の間にある場合には、当該二物品と同一の性状を有するものとする。

キ 同一の成分から構成され、各成分の含有率が異なる二つの物品が法別表第 1 の品名欄に掲げる同一の品名（第 4 類の「石油類」に限る。）に属する危険物である場合、成分の含有率がいずれも、一方の物品における成分の含有率と他方の物品における成分の含有率の間にある場合には、当該二物品と同一の品名に属する危険物としての性状を有するものとする。

6 第 2 類関係

法別表第 1 第 2 類の項第 8 号（前各号のいずれかを含有するもの）及び第 9 号（引火性固体）の品名に該当する物品について、小ガス炎着火試験において「10 秒以内に着火し、かつ、燃焼を継続し」、セタ密閉式引火点測定器により引火点を測定する試験において「引火点が 40℃未満」である場合は、第 8 号の危険物とする。（H2. 3. 31 消防危第 28 号質疑）

7 第 3 類関係

(1) 有機けい素化合物のうち、トリクロロシランは危政令で定める品名「塩素化けい素化合物」に、トリメチルクロロシラン及びエチルトリクロロシランは引火点に応じた第 4 類の「石油類」（「有機金属化合物（アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。）」には、確認試験において危険性を示さないため該当しない。）にそれぞれ該当する。

（H1. 12. 21 消防危第 114 号質疑、H2. 10. 31 消防危第 105 号質疑）

(2) 水との反応性試験で示される危険性状の危政令第 1 条の 5 第 6 項中「発生するガスが可燃性の成分を含有すること」とは、可燃性の成分の含有率は問わない。（H1. 7. 4 消防危第 64 号質疑）

8 第 4 類関係

(1) 法別表第 1 の備考において品目指定されているものは、それぞれ、次に適合する品目のうち、液体であり、かつ、引火性を示す（引火点を有する）ものが該当する。

（H1. 7. 4 消防危第 64 号質疑、H2. 1. 31 消防危第 105 号質疑）

ア ガソリン：JIS K 2201「工業ガソリン」（4 号（ミネラルスピリット）及び 5 号（クリーニングソルベント）を除く。）及び同 K2202「自動車ガソリン」

イ 灯油：JIS K 2203「灯油」

ウ 軽油：JIS K 2204「軽油」

エ 重油：JIS K 2205「重油」

オ ギヤー油：JIS K 2219「ギヤー油」

カ シリンダー油：JIS K 2238「マシン油」に規定する ISO VG 680、ISO VG 1000 及び ISO VG 1500に適合するもの。

(2) 危政令別表第 3 備考第 10 号に定めるほか、「水溶性液体」の判断等は次によること。

ア 「均一な外観」とは、純水と物品が二つの相に分離して存しないこと、混合液の色が均一であること等を目視により確認すること。（H1. 7. 4 消防危第 64 号質疑）

イ 純水と緩やかにかき混ぜた場合に、流動がおさまった後、数時間で二つの相に分離するような物品は、水溶性液体に該当しない。（H1. 7. 4 消防危第 64 号質疑）

ウ 界面活性剤を含有する物品を、1 気圧、気温 20℃で同容量の純水と緩やかにかき混ぜたとき、流動がおさまった後も混合液が均一な外観を維持する場合は、当該混合液が懸濁液（コロイド溶液）となる場合であっても当該物品は、水溶性液体に該当する。（H1. 12. 21 消防危第 114 号質疑）

エ 水と混合すると加水分解して溶解し、さらに放置すると、縮合しゲル化して沈澱する物品は、水溶性液体に該当しない。（H1. 12. 21 消防危第 114 号質疑）

(3) 法別表第 1 の備考第 13 号の「アルコール類」の判断等は次によること。

ア 変性アルコールとは、アルコール売捌危規則（S 12 年大蔵省令第 11 号）第 11 条の 2 第 2 項のより工業用アルコールを変性したものをいう。（H2. 5. 22 消防危第 57 号質疑）

イ 次のすべての条件を満たすものは、第 4 類の「アルコール類」に該当する。

（H2. 5. 22 消防危第 57 号質疑）

(ア) アルコール又は水以外の成分（第三成分）の含有率が 10%未満であること。

(イ) 第三成分中に危険物に該当する化合物等が存する場合にあつては、当該化合物等の割合が炭素数 1～3 の飽和一価アルコール又は変性アルコールの合計量の 10%未満であること。

ウ 危規則第 1 条の 3 第 4 項第 1 号又は第 2 号該当し「アルコール類」から除外される物品は、「石油類」に属することはない。（H1. 7. 4 消防危第 64 号質疑）

エ 除菌用ウエットティッシュなどの第 4 類アルコール類がしみ込んだ紙であつて、通常の状態（常温、常圧）において第 4 類アルコール類が紙からにじみ出ない場合、当該第 4 類アルコール類がしみ込んだ紙は非危険物となる。（H22. 12. 28 消防危第 297 号質疑）

オ アルコール類に該当するか否かの例示は次のとおりとなる。（H2. 5. 22 消防危第 57 号質疑）

| A (wt%) | B (wt%) | C (wt%) |
|---|---|--|
| エチルアルコール 80.0 メチルアルコール 11.0 アセトン 9.0 | エチルアルコール 67.0 グリセリン 5.0 非危険物 3.0 水 25.0 | 変性アルコール 55.0 エチルアルコール 48.5 変性剤 6.5 非危険物 9.0 水 36.0 |
| D (wt%) | E (wt%) | F (wt%) |
| エチルアルコール 60.0 アセトン 25.0 香料 微量 植物成分 5.0 水 10.0 | イソプロピルアルコール 15.0 プロピレングリコール 10.0 ポリエチレングリコール 5.0 非危険物 28.0 水 42.0 | 変性アルコール 86.3 エチルアルコール 85.5 変性剤 0.8 トルエン 1.5 メチルイソブチルケトン 12.2 |

- ・ A 及び B は第 4 類の「アルコール類」に該当する。
- ・ C は危規則第 1 条の 3 第 4 項第 2 号に該当する場合を除いて「アルコール類」に該当する。
- ・ D 及び F は、引火点に応じた第 4 類の「石油類」に該当する。
- ・ E は危規則第 1 条の 3 第 5 項又は第 6 項に該当する場合を除いて引火点に応じた第 4 類の「石油類」に該当する。

(4) ヒドラジン (N2H4) は、法別表第 1 の品名欄の第 5 類の項第 7 号に掲げる「ヒドラジンの誘導体」に属さず、第 4 類の危険物に該当する。（H1. 7. 4 消防危第 64 号質疑）

(5) 引火点が 100℃以上の物品の水溶液の引火点をクリーブランド開放式引火点測定器により測定すると、水が沸騰し、気化した後、引火する可能性があるがこの場合、当該水溶液は引火点がないものと解してよい。（第 4 類の危険物に該当しない。）（H1. 7. 4 消防危第 64 号質疑）

(6) 第 4 類の確認試験のうち次の場合は、その一部を省略することができる。

ア 構成成分がいずれも特殊引火物に該当しない物品については、当該物品は特殊引火物に該当しないものとし、沸点測定及び発火測定試験は省略できる。（H2. 3. 31 消防危第 28 号質疑）

イ 引火点が -20℃を超えるものは、沸点の確認は必要ない。（H2. 3. 31 消防危第 28 号質疑）

ウ 塗料類について温度 20℃における動粘度が 4000cSt 以下のもの又は温度 20℃におけるストーマー粘度計で測定される粘度（KU 値）が 140 以下のものは、20℃以上 40℃以下の温度にお

いて液状であると判断できるため液状確認試験は省略できる。(H1. 12. 21消防危第114 号質疑)

エ 塗料類について温度 20℃における KU 値が 50 以下のものは、0℃以上 80℃以下に温度において動粘度が 10cSt 以上であると判断できるため、動粘度測定試験は省略できる。

(H1. 12. 21 消防危第 114 号質疑)

オ 可燃性液体量の測定は、成分組成が未知の物品についてその可燃性液体量を当該測定方法により確認しても差し支えないものとして定めたものであり、成分組成が明らかな物品については測定を行う必要はない。(H1. 7. 4 消防危第 64 号質疑)

カ 既存のデータにより、タグ密閉式引火点測定器により測定される引火点(以下「タグ引火点」という。)における動粘度が、明らかに 10cSt 以上又は未満であると判断できる場合には、あらためてタグ引火点における粘度を測定することを要しない。(H2. 3. 31 消防危第 28 号質疑)

(7) 動植物油類を原料として加工製造された液状の物品は、次によること。

(H2. 10. 31 消防危第 105 号質疑)

ア 水素添加されたものは、動植物油類に該当する。

イ 複数の動植物油をグリセリンと脂肪酸に分解し、エステル交換により元の動植物油類とは異なるグリセリドとしたものは、動植物油類に該当する。

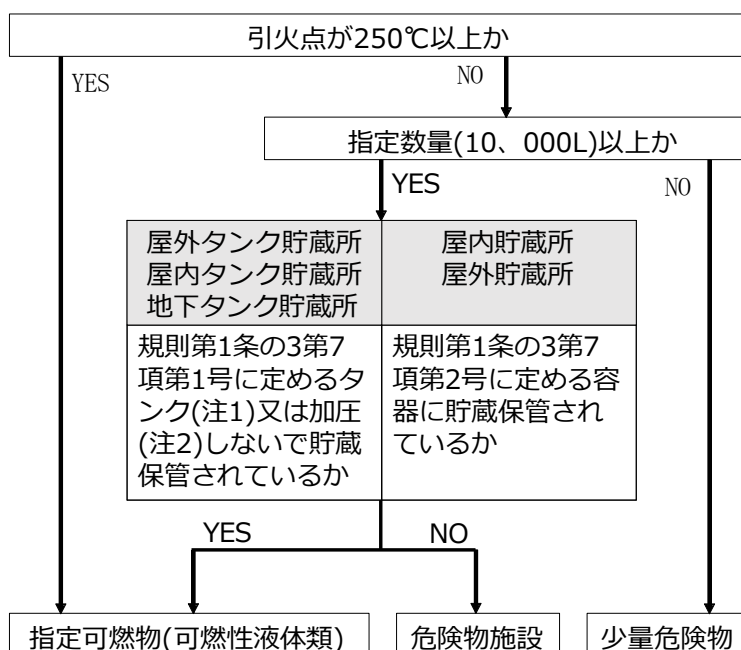
ウ 動植物油をグリセリンと脂肪酸に分解し、グリセリンの代わりに、しょ糖脂肪酸エステル、ソルビタン脂肪酸エステル、プロピレングリコール脂肪酸エステル等としたものは、引火点に応じた第 4 類の石油類に該当する。

(8) バイオマス燃料のうち、ETBE (エチル・ターシャリー・ブチル・エーテル) を含有したガソリンについては、「揮発油等の品質の確保に関する法律」の規格に適合し、販売されているものは、第 4 類第 1 石油類 (法別表第 1 備考第 12 号のガソリン) に該当するものであること。

(H20. 3. 24 消防危第 45 号通知)

(9) 動植物油の判定については、次によること。(H1. 7. 4 消防危第 64 号質疑)

[動植物油の規制概要]



注1 保温を目的とした 40℃未満の加熱を除く。

注2 水柱 500mm (5kPa) を超える圧力を加えたものをいう。

図第 1-1

(10) 硫酸ヒドロキシルアミンには、水分、硫酸及びその他添加剤を含むものがあり、中には危険物としての危険性を抑制する物質を含有することもあることから、「硫酸ヒドロキシルアミン 40wt%含有」と表示のある商品であっても、その割合は各製造元ごとに異なることから、一概に危険物とは言えない。従って、ヒドロキシルアミン等が危険物に該当するか否かは、濃度又は含有率等により判断するのではなく、法別表第 1 備考に定めるように、危政令で定める熱分析試験及び圧力容器試験の結果により、確認する必要がある。

9 危険物データベースについて

危険物データベースに関しては、次の通知を参照すること。

- (1) 危険物データベースの運用について (H1. 11. 20 消防危第 107 号通知)
- (2) 危険物データベースの運用の変更について (H5. 3. 25 消防危第 22 号通知)

10 複数性状物品の属する類、品名は次によること。

| 物品が示す複数の性状 | 該当する類、品名 |
|--|------------------------|
| 第 1 類（酸化性固体）及び第 2 類（可燃性固体）の危険物の性状を有するもの | 第 2 類第 8 号の品名に該当する危険物 |
| 第 1 類（酸化性固体）及び第 5 類（自己反応性物質）の危険物の性状を有するもの | 第 5 類第 11 号の品名に該当する危険物 |
| 第 4 類（引火性液体）及び第 5 類（自己反応性物質）の危険物の性状を有するもの | |
| 第 2 類（可燃性固体）及び第 3 類（自然発火性物質及び禁水性物質）の危険物の性状を有するもの | 第 3 類第 12 号の品名に該当する危険物 |
| 第 3 類（自然発火性物質及び禁水性物質）及び第 4 類（引火性液体）の危険物の性状を有するもの | |

第2 危険物規制に係る適用除外事項（法第16条の9関係）

1 航空機、船舶、鉄道等の取扱いについて

航空機、船舶、鉄道又は軌道による危険物の貯蔵、取扱い又は運搬は、法第3章の規定が適用されず、航空法、船舶安全法、鉄道営業法又は軌道法により規制されている。ただし、外部の施設から給油等を行う場合についてまで適用を除外されるものではない。

また、この場合において、浮きドック等、水面上を推進することを目的としていない構造物は、船舶には該当しないため法第3章の規定が適用されるものであること。

(S51.7.12 消防危第23-19号質疑)

2 発電所、変電所等の取扱いについて

発電所、変電所、開閉所その他これらに準ずる場所に設置される危険物を収納している機器類のうち、変圧器、リクアトル、電圧調整器、油入開閉器、しゃ断器、油入コンデンサー及び油入ケーブル並びにこれらの付属装置で機器の冷却若しくは絶縁のため油類を内蔵して使用するもの（油入ケーブル用のヘッドタンク、別置型変圧器油冷却器等）については、危険物関係法令の規制の対象としない。（S40.9.10 自消丙予発第148号質疑）

ただし、発電所等に設置される前、又は発電所等から取り外された後の変圧器及び設置・撤去に伴う変圧器への絶縁油の注油・抜油作業等は、危険物関係法令の規制の対象となる。◆

3 自動車の燃料タンクについて

自動車の燃料タンクに収納している危険物については、危険物関係法令の規制の対象としない。

(S49.7.30 消防予第102号質疑)

第3 危険物施設の区分（法第10条第1項関係）

1 製造所と一般取扱所の区分

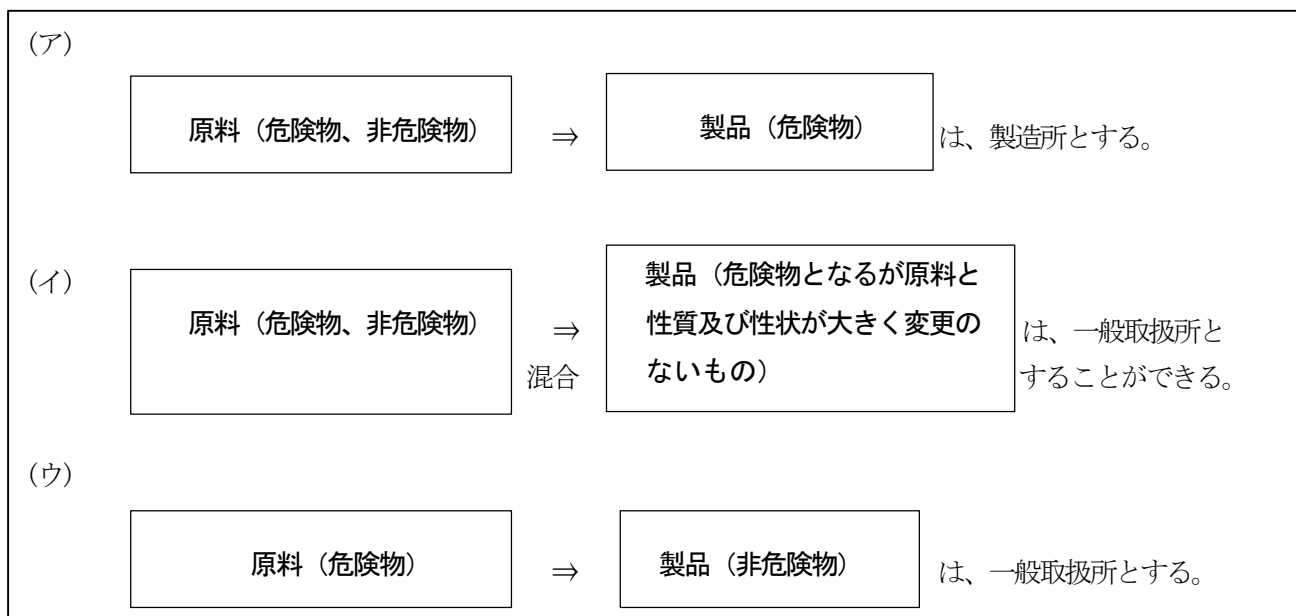
(1) 製造所とは、危険物を製造する目的で1日に指定数量以上の危険物を取り扱うため、法第11条第1項により許可を受けた場所をいい、当該場所にある危険物を取り扱う建築物、その他の工作物及び空地並びにこれらに附属する設備の一体をいう。（S34.10.10 国消甲予発第17号通知）

しかし、印刷工場において、有機溶剤を含む排ガス処理施設として設けた溶剤回収装置で指定数量以上の危険物が回収される施設は、副次的に非危険物から危険物ができるが、当該危険物を製造目的としていないことから、製造所ではなく、一般取扱所となる。（S59.6.8 消防危第54号質疑）

(2) 製造所とは、最初に用いる原料が危険物であるか非危険物であるかを問わず、種々の作業工程を経て製造した最終製品が危険物である対象をいう。ただし、危険物等の混合のみを工程とし、原料と製品の性質及び性状が大きく変更のないものは、一般取扱所とすることができる。◆

表第3-1

<製造所と一般取扱所の考え方の整理>



(3) 製造所における、当該施設の設備を用いた危険物に該当しない物品の製造は、以下の要件を満たす場合認められる。（H24.8.28 消防危第199号質疑）

ア 当該物品は、当該物品が触れる可能性のある設備の材料に悪影響を与えないものであること。

イ 当該物品は、当該製造所で取り扱う危険物と有毒ガスの発生や火災性状の変化等悪影響のある反応を起こさないものであること。

ウ 当該物品は、当該製造所に設置されている消火設備で有効に消火できるものであること。

エ 当該物品は、消防活動等に支障を与えないものであること。

(4) 製造所において、当該施設の設備の運転に必要な範囲での危険物の詰替え又は充てん（廃油の処理等）を行うことについて、防火上支障のない場合には、製造に伴う取扱いとして認められる。（H24.8.28 消防危第199号質疑）

2 貯蔵所（危政令第2条関係）

貯蔵所とは、指定数量以上の危険物を貯蔵する目的で、法第 11 条第 1 項により許可を受けた場所をいい、当該場所にある危険物を貯蔵する建築物、タンク、その他の工作物及び空地並びにこれらに附属する設備の一体をいう。（S34.10.10 国消甲予発第 17 号通知）

(1) 屋内貯蔵所

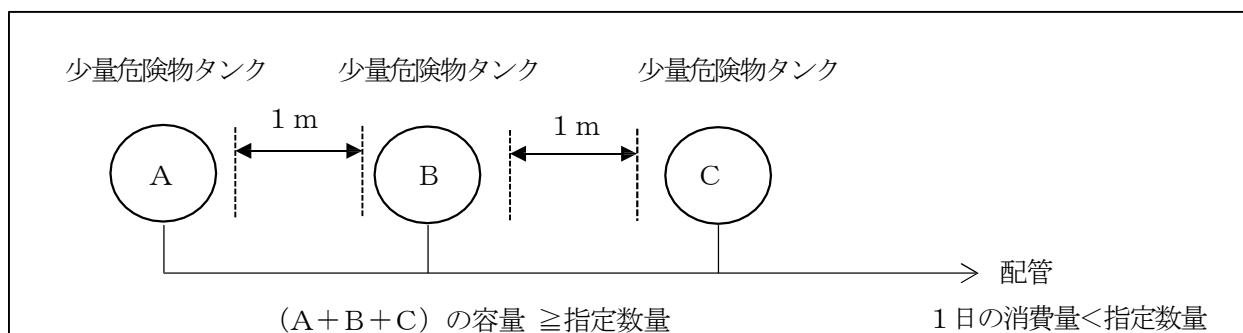
ア 屋内貯蔵所においては、貯蔵のための取扱いは良いが、貯蔵の概念を離れる指定数量以上の危険物の取扱いはできない。この場合は、屋内貯蔵所以外に別の一般取扱所を設置して取り扱うものとする。（S37.4.6 自消丙予発第 44 号質疑）

イ 危険物製造所等において製造された危険物（塗料類）を、屋外に荷役用上屋を設けて危険物運搬用トラックに積み込むために一時的に貯蔵する施設を設置することは認められない。なお、この場合、業務の形態から判断して貯蔵所として規制される。（S56.4.28 消防危第 52 号質疑）

(2) 屋外タンク貯蔵所

指定数量未満のタンクを複数設ける場合、タンク間の距離を 1m 以上確保することにより、それぞれのタンクを一の貯蔵所として取り扱うことができるものである。この場合、タンクに接続する配管は、他のタンクに接続される配管と共用することができるものであること。

（R2.3.17 消防危第 71 号通知）



図第 3-2

(3) 簡易タンク貯蔵所

危政令第 14 条第 9 号により同令第 17 条第 1 項第 10 号の設備を設けた簡易タンクで、自動車等の給油設備（自家用のもの）に使用されるものは、一般には給油取扱所と解すべきであるが、給油の機会が少なく、1日の給油量が指定数量未満のものについては、簡易タンク貯蔵所として取り扱うべきである。（S37.4.6 自消丙予発第 44 号質疑）

(4) 移動タンク貯蔵所

ア 道路運送車両法上の検査を要さない構内専用の移動タンク貯蔵所も設置許可を必要とするものであること。（S55.2.21 消防危第24号質疑）

イ レフューラ間の積荷の移し替え等、移動タンク貯蔵所間の危険物の移し替えは、原則的に認められないものであること。（S52.3.25 消防危第46号質疑）

(5) 屋外貯蔵所

ア 第 1 石油類、第 2 石油類及び第 3 石油類を収納した 18L 缶を 5,000 から 10,000 個コンテナに混載して運搬しており、危険物を収納したコンテナを自動車に積載されるまでの間、屋外に放置されている。この場合、コンテナを臨時的に屋外に置く場合は、法第 10 条第 1 項のただし書きの規定による仮貯蔵又は仮取扱いの承認を要する。なお、当該コンテナを継続的に使われる場合は、貯蔵所としての規制を受けるが、当該コンテナ置場を屋外貯蔵所として認めることはできない。またコンテナは危政令第 28 条に規定する運搬容器としてみなすことはできない。（S45.6.29 消防予第 136 号質疑）

イ 屋外貯蔵所に屋根を設けることは認められない。(S51.11.24 消防危第 100 号質疑)

3 取扱所（危政令第 3 条関係）

取扱所とは、危険物の製造以外の目的で 1 日に指定数量以上の危険物を取り扱うため、法第 11 条第 1 項による許可を受けた場所をいい、当該場所にある危険物を取り扱う建築物、その他の工作物及び空地並びにこれらに附属する設備の一体をいう。(S34.10.10 国消甲予発第 17 号通知)

(1) 給油取扱所

ア 簡易タンクにより 1 日の取扱量が指定数量を超えて、給油、詰め替え、小分け販売をしている場合で、固定した給油設備により自動車等の燃料タンクに直接給油することが主な目的であるときは、給油取扱所の簡易タンクである。詰め替え、小分け販売等の取り扱いを主な目的とするときは、一般取扱所のタンクである。(S37.4.6 自消丙予発第 44 号質疑)

イ ガソリンとエタノールを混合してエタノールを含有するものを製造する行為について、給油取扱所において行うことは認められない。(H24.1.11 消防危第 2 号通知)

(2) 一般取扱所

ア 危険物を原料として種々の化学反応を伴う製造所と類型化した施設であっても、最終製品が非危険物となるものは、一般取扱所として規制される。◆

イ 危険物等の混合のみを工程とする場合で、最終製品が危険物であっても原料と製品の性質及び性状が大きく変更のないものは、一般取扱所とすることができる。

ウ 1 日に指定数量以上の燃料を使用するボイラー室は、一般取扱所としての規制の対象となる。(S37.4.6 自消丙予発第 44 号質疑)

エ 屋外に燃料タンク（危険物）を設け、これから配管によりバーナーに送油して、1 日に指定数量以上の燃料（危険物）を消費する工場については、屋外タンク貯蔵所及び一般取扱所としてそれぞれ規制の対象となる。(S37.4.6 自消丙予発第 44 号質疑)

オ 屋外貯蔵タンクより指定数量以上の危険物をドラム缶に詰め替える場合、一般取扱所の設置を必要とする。(S37.4.6 自消丙予発第 44 号質疑)

カ 有機ハイドライドのメチルシクロヘキサン（第 1 石油類）から水素を製造する施設は、危険物に該当しない水素の製造であり、副産物としてトルエンが生じることは水素製造に係る一連の工程の一部であるため、当該施設は一般取扱所に該当する。(H28.3.1 消防危第 37 号質疑)

第4 製造所等の貯蔵、取扱い数量の算定方法

1 各施設の指定数量の求め方については次表によること。◆

| 区分 | 最大数量 |
|--|---|
| 製造所 | <p>a 非危険物を原料として危険物を製造する場合は、1日に製造される危険物の数量をもって最大数量とする。</p> <p>b 危険物を原料として危険物を製造する場合は、1日における原料と製品の指定数量の倍数を比較し、大なるものの数量をもって最大数量とする。</p> <p>c 原料及び製品以外に危険物を取り扱う場合は、上記a bの数量に当該取扱量を合算して、最大数量とする。</p> <p>d 製造工程が2日以上の場合又は、日によって異なる危険物を製造する場合等は、製造数量(倍数)が最大となる日の数量を最大数量とする。</p> |
| 屋内貯蔵所 屋外貯蔵所 | 当該貯蔵所の面積及び貯蔵方法から、最大に貯蔵できる量を最大数量とする。 |
| 屋外タンク貯蔵所 屋内タンク貯蔵所 地下タンク貯蔵所 簡易タンク貯蔵所 移動タンク貯蔵所 | <p>タンクの内容積から空間容量を差し引いた容量(以下「タンク容量」という。)を最大数量とする。ただし、次に掲げる場合は、貯蔵タンクの数量を合計して、最大数量とする。</p> <p>a 同一専用室に屋内貯蔵タンクを2基以上設置する場合</p> <p>b 地下タンクをタンク群として設置する場合</p> <p>c 簡易タンクを2基以上設置する場合</p> |
| 給油取扱所 | 専用タンク、廃油タンク等及び簡易タンクのタンク容量の合計を最大数量とする。ただし、航空機及び鉄道給油取扱所専用タンクを有しない場合は、1日の取扱量をもって最大数量とする。 |
| 販売取扱所 | 貯蔵できる危険物の最大量をもって最大数量とする。 |
| 一般取扱所 | <p>a 充てん、詰替等の施設にあっては、設備の規模、能力若しくは当該設備で充てんする移動タンク貯蔵所の台数等その実態を考慮して取扱量が最大となる日の量をもって最大数量とする。ただし、専用タンクを有する場合は、タンクの容量を最大数量とする。</p> <p>b 消費する施設にあっては、次によること</p> <p>(a) 消費量が最大となる日の量を最大数量とする。</p> <p>(b) ボイラー設備の消費量にあっては、実際の消費量による。</p> <p>(c) 発電設備は、常用にあっては1日の燃料消費量とし、消防用設備等の非常用電源としての自家発電設備については、1日の取扱時間を2時間として算定するが、震災対策等で非常用電源として設置する自家発電設備については、実態を勘案し最大運転時間(24時間)を基に算定する。</p> <p>c 油圧装置等危険物を循環させる施設は、瞬間最大停滞量をもって最大数量とする。</p> <p>d 危険物を原料として非危険物を製造する施設は、1日の原料危険物の使用量が最大となる日の量とする等、製造所の例による。</p> <p>e 動植物油の注入口、排出口、配管、弁、ポンプ施設等の施設は、接続している貯蔵タンクの容量又は、1日の通過量をもって最大数量とする。</p> |

2 倍数の算定方法

指定数量の倍数の算定については、最大数量をその指定数量で除し、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで算定する。◆

(1) 貯蔵、又は取り扱う危険物が1種類の場合の算定例

| 類別 | 品名 | 性質 | 化学物質名 | 最大数量 |
|-----|-------|--------|-------|--------|
| 第4類 | 第1石油類 | 非水溶性液体 | ガソリン | 1,355L |

合計倍数 $1,355/200=6.775 \approx 6.78$ 倍 (申請倍数)

(2) 貯蔵、又は取り扱う危険物が複数の場合の算定例

| 類別 | 品名 | 性質 | 化学物質名 | 最大数量 |
|-----|--------|--------|-------|--------|
| 第4類 | 第1石油類 | 非水溶性液体 | ガソリン | 1,355L |
| 第4類 | アルコール類 | 水溶性液体 | メタノール | 155 L |

合計倍数 $1,355/200+155/400=7.1625 \approx 7.16$ (申請倍数)

第5 申請手数料の徴収

手数料の徴収は、旭川市消防手数料条例の規定によるほか、次によること。

- 1 完成検査前検査の申請におけるタンク容量は、危規則第2条タンク容量の算定方法により算出されたタンク内容量から空間容量を差し引いたものであること。
- 2 設置又は変更許可申請書の受付後で、許可前に指定数量の倍数、最大貯蔵量及び移送配管の延長（以下「指定数量の倍数等」という。）の変更を行うときは、次によること。
(S39.3.2 自消丙予発15)
 - (1) 指定数量の倍数等の変更により、許可手数料が増加する場合は、増加後の数量に係る手数料との差額を徴収すること。
 - (2) 指定数量の倍数等の変更により、許可手数料が減少する場合は、既に、これらに関する審査手続等の役務が開始されているため、減少後の数量に係る手数料との差額は返還しないこと。
- 3 設置許可後、完成検査前に変更許可申請を行うときは、次によること。
(S39.3.2 自消丙予発15)
 - (1) 設置許可の指定数量の倍数等に変更がない場合は、設置許可申請の2分の1を徴収すること。
 - (2) 設置許可の指定数量の倍数等に変更がある場合は、増減後の指定数量の倍数等に対応する設置許可申請の手数料の2分の1を徴収すること。
- 4 設置又は変更の許可を受けた製造所等で、2及び3の完成検査の手数料は次によること。
(S39.3.2 自消丙予発15)
 - (1) 設置の場合は、最終の危険物の貯蔵又は取扱数量に対する設置許可手数料の額の2分の1の額を徴収する。
 - (2) 変更の場合は、最終の危険物の貯蔵又は取扱数量に対する設置許可手数料の額の4分の1の額を徴収する。
- 5 設置の許可を受けた製造所等の完成検査申請により完成検査を行った結果、法第10条第4項の技術上の基準に不適合又は許可内容と異なるため不合格となり、その後に変更許可申請がなされ、当該許可後に再び完成検査がなされた場合は、変更許可後の製造所等における最終の危険物の貯蔵又は取扱数量に対する設置許可手数料の額の2分の1の額を徴収すること。
(S48.8.2 消防予第122号質疑)
- 6 設置の許可を受けた製造所等の完成検査申請により完成検査を行った結果、不合格となり、変更許可申請がなされず、再び完成検査の申請がなされた場合は、設置許可手数料の額の2分の1の額を徴収すること。（S48.8.2 消防予第122号質疑）
- 7 設置許可後の完成検査前に、当該設置許可施設において変更許可を受け、設置及び変更の完成を同時に行う場合の完成検査申請の手数料は、設置完成の手数料を徴収すること。
- 8 変更許可後の完成検査前に、当該変更許可施設において別の変更許可を受け、これら数件の変更許可に対する完成を同時に行う場合には、完成検査申請の手数料は1件分の変更完成の手数料を徴収すること。
- 9 変更許可後に、当該変更許可施設において別の変更許可を受け、その変更許可の内容が、指定数量の倍数等の変更により手数料の変更を伴う変更であり、かつ、当該変更の完成検査を終了後、最初の変更の完成検査の申請をする場合又は最初の変更許可後に危険物製造所・貯蔵所・取扱所の品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書を提出し、これが手数料の変更を伴うものの完成検査を行う場合は、指定数量の倍数等の変更後に該当する完成検査の手数料を徴収すること。
- 10 製造所等の設置許可後工事が完了する見込みで完成検査申請がなされたが、当該完成検査を実施する前に変更許可申請がなされたときは、完成検査申請の訂正として取扱い、訂正に際して完成検査申請手数料を重ねて徴収しないものとする。ただし、危険物施設の変更により、危険物の貯蔵又は取扱最大数量に変更を生じ、当該危険物施設の完成検査手数料の変動を及ぼすものにあつては、次により取り扱うこと。（S48.8.2 消防予第122号質疑）

- (1) 危険物施設の変更により、完成検査手数料が増加することとなる場合は、当該手数料との差額を新たに徴収する。
 - (2) 危険物施設の変更により、完成検査手数料が減少することとなる場合は、当該手数料との差額は返還しない。
- 11 設置又は変更許可申請書若しくは完成検査申請書の受付後に、当該申請に係る申請が取り下げられた場合でも、2（2）の理由により、手数料は返還しないこと。
 - 12 20号タンクの水張・水圧検査の手数は、タンク1基ごとに徴収すること。【S35.6.28 国消乙予発40】
 - 13 国の機関（例えば自衛隊）に係る製造所等の設置許可申請又は完成検査申請に際し手数料を徴収することは差し支えないこと。【S37.4.6 自消丙予発44】